

平成 20 年 1 月 26 日 制定  
平成 20 年 3 月 29 日 改定  
平成 21 年 3 月 28 日 改定  
平成 22 年 9 月 12 日 改定  
平成 23 年 9 月 10 日 改定

## 「地域安全学会技術賞」審査要領

地域安全学会表彰委員会

### 1. 授賞対象者

- 1) 「地域安全学会技術賞 候補業績募集要領」に基づき応募された「地域社会における安全性および住民の防災意識の向上を目的として開発され、顕著な貢献をしたすぐれた技術（システム、手法、防災グッズ、情報技術、マネジメント技術を含む）」を対象とする。

### 2. 審査方法

- 1) 表彰委員会委員全員、学会長・副会長、学術委員会委員長・副委員長、学術委員会電子ジャーナル部会長・副部会長、春季研究発表会実行委員長、秋季研究発表会実行委員長から構成される技術賞審査会が審査を行う。
- 2) 表彰委員会委員長は、技術賞候補の応募期日後に三分の二以上の構成員を召集し、技術賞審査会を開催する。ただし、1人が複数の立場で審査会の構成員になっている場合には、重複を除く数を構成員数とする。また委任状による議決権を認める。
- 3) 第一次技術賞審査会では、応募状況の報告、応募書類の形式審査、審査方法の確認、および技術賞選定に関する審議と決定を行う。
- 4) 審査は、当該技術の①実績、②有用性・実用性、③革新性・新規性、④一般性・汎用性、および⑤将来性・展開性を考慮した以下の手順に従い、行われる。
- 5) 各審査員は評価シートを用いて、各々の候補技術を上記①から⑤の評価項目に基づき総合的に評価する。そして、地域安全学会技術賞にふさわしい技術を選定する。
- 6) 表彰委員は、すべての審査員により提出された評価シートに基づき、技術賞受賞候補を選定する。
- 7) 第二次技術賞審査会で技術賞受賞候補について審議を行い、理事会の承認のうえ、受賞技術を決定する。
- 8) 審査の実施細目は別途定める。

### 3. 審査に関する注意

- 1) 審査対象技術の応募者、並びに応募技術に深い関わりのある審査員は、当該技術の審査に加わることはできない。
- 2) 審査員は応募技術に関しての守秘義務を負う。

### 4. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会技術賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会技術賞」受賞者は、賞状並びに記念メダルが贈られる。
- 3) 表彰は選考された次年度の総会で行なう。
- 4) また受賞者には、総会と同会場・同時期に開催される春季地域安全学会研究発表会での講演を依頼する。